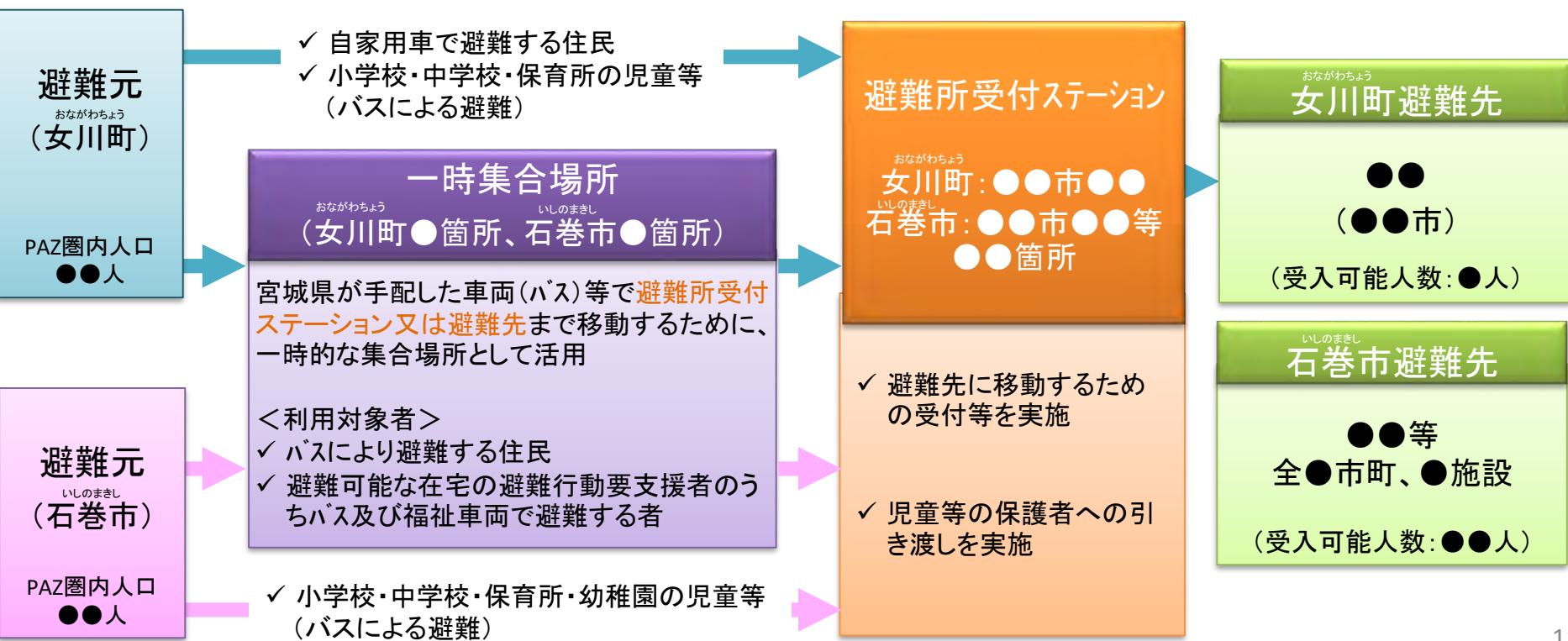


# PAZ圏内における避難体制

- 警戒事態が発生した場合、**女川町及び石巻市は住民広報、一時集合場所の開設を行い、宮城県は宮城県バス協会に住民避難用バスの準備要請を行う。**また、**宮城県、女川町及び石巻市は避難所受付ステーションの開設準備要請を行うとともに、女川町及び石巻市は職員を避難所受付ステーションに派遣する。**一方、避難行動要支援者等は、避難準備等行う。
- 施設敷地緊急事態になった場合、**女川町及び石巻市は、住民へ避難準備の周知を行う。**一方、避難行動要支援者等は、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難先及び**避難所受付ステーションへ避難を開始する。**なお、無理に避難すると健康リスクが高まる者は屋内退避を実施する。
- 全面緊急事態になった場合、**女川町及び石巻市は住民に避難を指示。**自家用車で避難する住民は**避難所受付ステーションを経由して避難先へ移動する。**バスにより避難する住民は、**一時集合場所に集合し、その後、避難所受付ステーションを経由して避難先へ移動する。**



# 5. PAZ圏内の全面緊急事態 における対応

## <対応のポイント>

- PAZ圏内小・中学校、保育所、幼稚園の児童等について、移動手段を確保し、避難を開始すること。
- PAZ圏内の社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先へ移送又は自施設(放射線防護施設)内で屋内退避すること。
- 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射線防護施設へ移送すること。
- 全面緊急事態に備えて、PAZ圏内の住民に避難準備を呼びかけると共に、バス集合場所、一時滞在場所、避難先の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。